

## 条例に基づく取り組み項目について

| カテゴリー   | 基本施策等       | 項 目               | 内 容                                               |
|---------|-------------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 情報の共有   | 市政への参画機会の提供 | 各種審議会等への市民公募委員の登用 | 各種審議会等への市民委員を広く公募して、登用を推進する。                      |
|         |             | ミーティング等の開催        | 各種ミーティングの開催により、市長との直接対話による交流を図る。                  |
|         |             | 意見等の施策への反映        | まちづくり意見箱等により、市民の意見、提案を広く取り入れる。                    |
|         |             | 市民記者の活用           | 市民記者を公募し、まちづくりの情報を協働で発信する。                        |
|         | 情報の収集と提供    | 活動団体の登録制度の導入      | 活動団体の情報を登録し、市民に情報提供することによって、団体のPRとネットワークづくりに役立てる。 |
|         |             | 活動に関する情報提供        | ホームページ等を通じて、活動に関する情報を市民に提供する。                     |
| 人づくり    | 人材の育成       | 市民講座の開催           | 人材育成のため、リーダー養成講座、入門講座等を開講する。                      |
|         |             | 協働に関する職員研修の開催     | 職員の意識改革のための研修を開催する。                               |
|         | 普及啓発        | 協働フォーラムの開催        | 講演会の開催や、団体の交流の場となるイベントを開催する。                      |
|         |             | 協働のPR             | パンフレットの作成、配布                                      |
| 活動支援    | 物品等及び場所の提供  | センターの設置           | 活動拠点、交流、相談支援などの機能を有した施設を整備する。                     |
|         |             | 場所の提供             | 公共施設の開放、貸し出し                                      |
|         |             | 物品等の提供            | コピー機、パソコン、プリンターなどの貸し出し                            |
|         | 財政支援        | 基金の創設             | 行政だけではなく、市民や企業等からの寄附による支援の仕組みを整備する。               |
|         |             | 市民活動推進補助金の見直し、充実  | 活動に対する資金面での援助を行う。                                 |
| 推進体制の整備 |             | まちづくり委員会の設置       | 協働事業の推進のための組織として、市民等による委員会を設置する。                  |
|         |             | 専任の課の設置           | 協働事業の総合調整を行う担当窓口を設置する。                            |
|         |             | 庁内推進会議の設置         | パートナーシップのまちづくりを行政内部で横断的に進めるための会議を設置する。            |